

社会福祉法人羽島市社会福祉協議会の役員 及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人羽島市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で定める役員とは、会長、副会長、常務理事、理事並びに監事をいう。

(常務理事の報酬等)

第3条 常務理事には、報酬及び期末手当（以下、「報酬等」という。）を支給する。

- 2 常務理事の報酬等の額は、別表に定める額とする。ただし、事務局長を兼ねる場合については、管理職手当を加算するものとする。
- 3 報酬等の支払い方法は、職員の例による。
- 4 前各項の規定にかかわらず、本会就業規則に定める職員が常務理事を兼務する場合は、本会給与規程に基づく給与等を支給する。

(役員及び評議員の実費弁償)

第4条 役員及び評議員が、社会福祉協議会の運営にかかわる研修、会議並びに活動等に参加し、参加費並びに負担金又はこれに類する費用負担があった場合は、その実費負担分を支払うものとする。

(支給制限)

第5条 この規程に基づかずには、いかなる報酬等も支給することができない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則（平成13年3月27日制定）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月26日議決）

この規程は、平成19年1月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成 21 年 10 月 28 日議決）

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日議決）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日議決）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 26 日一部改正議決）

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 13 日一部改正議決）

この規程は、平成 29 年 6 月 13 日から施行する。

（別表）

1. 報酬

月 額	200,000 円
-----	-----------

※月の途中で役員に就任した時、または月の途中で役員を退任した時あるいは死亡した時は、報酬の計算は日割計算によるものとする。

2. 期末手当

期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日を基準日とし、報酬月額に 100 分の 200 を乗じて得た額に、基準日以前 6 ヶ月以内の在職期間に応じて次の割合を乗じて得た額とする。

在職期間	報酬月額
6 ヶ月	100 分の 100
5 ヶ月以上 6 ヶ月未満	100 分の 80
3 ヶ月以上 5 ヶ月未満	100 分の 60
3 ヶ月未満	100 分の 30